

(第1-3関係) 補足資料14 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の
捜査・公判への影響等の確認結果の詳細

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の目的別の内訳

▷ 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定130件以外の対象職員が単独で実施したDNA型鑑定502件のうち、特別監察において新たに不適切な取扱いが確認された110件には、「犯罪捜査目的」のものが92件、「犯罪捜査目的以外」のものが18件あった。それらの内訳は次のとおりであった。

○特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定 110件

【犯罪捜査目的 92件】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 50件

犯人が触れたものを拭ったガーゼ片等や被害者の着衣に付着した微物についてDNA型鑑定を行うことなどにより、犯人を特定することを目的としていたもの。

II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定 10件

犯人以外に被害者や犯人でないことが明らかな参考人のDNA型が検出される可能性がある証拠のDNA型鑑定結果から、犯人由来のDNA型と被害者や参考人由来のDNA型を選別するため、被害者や参考人の口腔内細胞等を鑑定資料として、被害者や参考人のDNA型を確認することを目的としていたもの。

III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 32件

死体の発見現場にあった血痕のようなもの、死体の指を拭いたガーゼ片等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することや、死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認することを目的としていたもの。

【犯罪捜査目的以外 18件】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 13件

死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、犯罪による死亡の疑いのない死体の身元を確認することを目的としていたもの。

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 5件

行方不明者の親族から採取した口腔内細胞についてDNA型鑑定を行い、行方不明者を発見した際に身元の確認ができるようにすることを目的としていたもの。

(第1-3関係) 補足資料14 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の 捜査・公判への影響等の確認結果の詳細

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)①

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)について、対象職員によるDNA型鑑定結果の捜査・公判への影響等を確認した結果は次のとおり。

(捜査への影響)

- 犯罪捜査目的の92件のDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。
- 犯罪捜査目的の92件のDNA型鑑定結果のうち、犯人を特定し、検挙するための鑑定で捜査中の事件に関するもの17件の「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについての確認結果は次のとおり。
 - ・ 17件のうち3件については、対象職員のDNA型鑑定結果による捜査への影響はないことが確認された。
 - ・ 残りの14件のうち8件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残りの6件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

(第1-3関係) 補足資料14 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の
捜査・公判への影響等の確認結果の詳細

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)②

- 犯罪捜査目的の92件のDNA型鑑定結果のうち、犯人を特定し、検挙するための鑑定で時効が成立している事件に関するもの10件の「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについての確認結果は次のとおり。
 - ・ 10件のうち6件については、対象職員のDNA型鑑定結果による捜査への影響はないことが確認された。
 - ・ 残りの4件のうち1件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残りの3件のうち2件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残りの1件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員が適切に鑑定を行ってれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められるが、再鑑定を実施してその点を確認することができず、一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

(第1-3関係) 補足資料14 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の
捜査・公判への影響等の確認結果の詳細

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)③

(公判への影響)

- 犯人を検挙しているDNA型鑑定22件のうち12件、時効が成立しているDNA型鑑定10件のうち2件及び被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定10件のうち2件の合計16件のDNA型鑑定結果が検察庁に送致されていることが確認され、いずれも検察庁において公判に使用されていなかったことから、公判への影響はないことが確認された。なお、このうち1件については、略式命令の請求に当たり、証拠として提出されていた。(※)

(行政上の支障)

- 犯罪捜査目的以外の18件の鑑定結果により、行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないことが確認された。

※ 本件鑑定(分類表番号B【I-1①】11)は、同一被疑者により同一被害者に対して連続して行われた佐賀県迷惑行為防止条例違反事件のうちの一つの事件における鑑定であり、略式命令の請求は、他の一連の事件とまとめて行われたもの。略式命令の請求は、あらかじめ、公判が行われない略式手続によることについて異議がないことを被疑者に確認した上で行うものであることから、略式命令の請求が行われた一連の事件において、被疑者が犯人であることに争いはなかったものと認められる。なお、当該他の事件の捜査における犯人性の立証に当たっては、自供、被害者・参考人供述、対象職員以外の職員による現場遺留物のDNA型鑑定結果等が用いられており、また、本件鑑定に係る鑑定資料の再鑑定においても被疑者のDNA型が検出されている。

**(第1-3関係) 補足資料14 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の
捜査・公判への影響等の確認結果の詳細**

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)④

▷ 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)について、その実施目的に応じて分類した上で、対象職員によるDNA型鑑定結果を基にした警察活動等により、下記のような影響が生じていないか、捜査書類等で確認した結果を取りまとめると、次のとおりである。

(捜査への影響)

A-1 「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査上の不適切な事態や支障が生じていないか。

A-2 「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか

(公判への影響)

B 公判で使用されることにより、公判に影響を与えていないか

(行政上の支障)

C 行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないか

		(捜査への影響)		(公判への影響)	(行政上の支障)
		A-1	A-2	B	C
I 犯人を特定し、検挙するための鑑定(50件)					
① 検挙事件(22件)	影響なし(22件)	—		影響なし(22件)	—
② 捜査中(17件)	影響なし(17件)	影響なし(3件) 影響不明(14件) (内R) ・DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの(14件)	—	—	—
③ 時効(10件)	影響なし(10件)	影響なし(6件) 影響不明(4件) (内R) ・DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの(3件) ・DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるもの(1件)	—	影響なし(10件)	—
④ 事件性なし(1件)	影響なし(1件)	—		—	—
II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定(10件)					
	影響なし(10件)	—		影響なし(10件)	—
III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定(32件)					
① 事件性の判断(12件)	影響なし(12件)	—		—	—
② 身元の確認(20件)	影響なし(20件)	—		—	—
IV 死体の身元を確認するための鑑定(13件)					
	—	—		—	支障なし(13件)
V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定(5件)					
	—	—		—	支障なし(5件)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、犯人を特定し、検挙している事件に関するもの】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 50件

「犯人を検挙している事件に関する鑑定」が22件、「捜査中の事件に関する鑑定」が17件、「時効が成立している事件に関する鑑定」が10件、「事件性がないものと判断された事案に関する鑑定」が1件あり、それぞれの確認結果は次のとおりであった。

1 犯人を検挙している事件に関する鑑定 22件

【確認結果】

事件の犯人を特定し、被疑者として検察庁に送致している事件の捜査において対象職員が実施したDNA型鑑定が22件確認された。

▷ DNA型鑑定結果以外の証拠の有無(証拠あり22件)

- この22件の鑑定が行われた20の事件については、送致した人物が犯人であることを立証する証拠が対象職員による鑑定結果のみとなっているものは確認されず、被疑者の自供や目撃者の供述、防犯カメラ映像等により、送致した人物が犯人であることを立証していた。

▷ 検察庁への送致の有無(送致あり12件、送致なし10件)

- この22件のうち、12件については検察庁に鑑定結果が送致されたが、公判に使用されていないことが確認された。
なお、このうち1件については、略式命令(※1)の請求に当たり、証拠として提出されていた。(※2)
- 残りの10件については、検察庁に送致されていないことが確認された。

※1 刑事訴訟法第461条の規定に基づき、簡易裁判所が、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前に、100万円以下の罰金又は科料を科すもの。

※2 本件鑑定(分類表番号B【I-1①】11)は、同一被疑者により同一被害者に対して連続して行われた佐賀県迷惑行為防止条例違反事件のうちの一つの事件における鑑定であり、略式命令の請求は、他の一連の事件とまとめて行われたもの。なお、当該他の事件の捜査における犯人性の立証に当たっては、自供、被害者・参考人供述、対象職員以外の職員による現場遺留物のDNA型鑑定結果等が用いられており、また、本件鑑定に係る鑑定資料の再鑑定においても被疑者のDNA型が検出されている。

【捜査・公判への影響】

▷ 捜査への影響

- この22件は、対象職員によるDNA型鑑定結果のみで犯人であることを立証している事件はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

▷ 公判への影響

- 検察庁に送致された12件はいずれも検察庁において公判に使用されておらず、検察庁に送致されていない10件を含め22件について、公判への影響はないことが確認された。
- なお、22件のうち1件については、略式命令の請求に当たり、証拠として提出されていたが、略式命令の請求は、あらかじめ、公判が行われない略式手続によることについて異議がないことを被疑者に確認した上で行うものであることから、略式命令の請求が行われた一連の事件において、被疑者が犯人であることに争いはなかったものと認められる。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、捜査中の事件に関するもの】①

2 捜査中の事件に関する鑑定 17件

【確認結果】

事件の犯人を特定し、被疑者として検察庁に送致するに至っておらず、捜査中の事件において実施したDNA型鑑定が17件確認された。

▷ DNA型の検出の有無(検出あり3件、検出なし14件)

- ・ この17件のうち、3件についてはDNA型が検出されたが、2件については当該鑑定結果によって被疑者の特定に至っておらず、また、残りの1件についてはDNA型鑑定以外の捜査で既に被疑者の特定に至っていたものであり、対象職員によるDNA型鑑定を基に特定の人物に対する捜査を実施しているものは認められなかった。
- ・ 残りの14件についてはDNA型が検出されなかった。

【捜査への影響】

(「本来、被疑者でない方を捜査対象とした」といった捜査への影響)

▷ この17件のうち、DNA型が検出された3件については、対象職員によるDNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査は行われておらず、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。また、DNA型が検出されなかった残りの14件についても、DNA型鑑定の結果、DNA型が検出されなかったものなので、DNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査を実施しているものは認められなかった。

(「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響)

▷ この17件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていないかについて確認した結果は別紙3のとおりであり、この17件のうち3件については、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。

▷ 残りの14件のうち8件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号B【1-2】3、4、7、8、11、12、13、17)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、捜査中の事件に関するもの】②

- ▷ 残りの6件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号B【1-2】5、6、10、14、15、16)
- ▷ なお、17件の鑑定が行われた15の事件のうち5の事件(※)については、被害者から被害届が出されておらず、処罰を求める意思も示されていないものや被害届が取り下げられているものであった。
- ※ 捜査への影響が確認されなかった鑑定に関する事件 1事件(分類表番号B【1-2】9)
捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかった鑑定に関する事件 4事件(分類表番号B【1-2】3、7、12、14、15、16)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、時効が成立している事件に関するもの】①

3 時効が成立している事件に関する鑑定 10件

【確認結果】

事件の犯人の特定に至らず、時効が成立している事件の捜査において実施したDNA型鑑定が10件確認された。

- ▷ DNA型の検出の有無(検出あり6件、検出なし4件)
 - ・ 10件のうち、対象職員によるDNA型鑑定でDNA型が検出されたものが6件あった。6件のうち、検出されたDNA型に一致する人物の特定に至ったことが確認できたものはなかった。
 - ・ 残りの4件は、DNA型が検出されなかった。
- ▷ 検察庁への送致の有無(送致あり2件、送致なし8件)
 - ・ 10件のうち2件は、当該鑑定を実施した事件の時効に伴い、検察庁に鑑定結果が送致されていることが確認された。
 - ・ 残りの8件は、検察庁に送致されていないことが確認された。

【捜査・公判への影響】

- ▷ 捜査への影響
 - (「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響)
 - ・ この10件については、対象職員によるDNA型鑑定結果で犯人の特定に至っておらず、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。
 - (「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響)
 - ・ この10件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていないかについて確認した結果は別紙4のとおりであり、この10件のうち6件については、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。
 - ・ 残りの4件のうち1件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号B【1-3②】2)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、時効が成立している事件に関するもの】②

- ・ 残りの3件のうち2件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号B【1-3②】3、4)
- ・ 残りの1件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員が適切に鑑定を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められるが、再鑑定を実施してその点を確認することができず、一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号B【1-3①】1)
- ・ なお、10件の鑑定が行われた9の事件のうち1の事件(※)については、被害者から被害届が出されておらず、処罰を求める意思も示されていないものであった。

※ 捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかった鑑定に関する事件 1事件(分類表番号B【1-3②】3)

▷ 公判への影響

- ・ 10件のうち8件については、検察庁に送致されていないことから、公判への影響はないことが確認された。
- ・ 検察庁に鑑定結果が送致された2件については、時効に伴い送致されたものであり、公判への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、事件性がないものと判断された事案に関するもの】

4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定 1件

【確認結果】

対象職員によるDNA型鑑定以外の捜査等の結果として、事件性がないものと判断された事案において、当該判断以前に実施したDNA型鑑定が1件確認された。

- ▷ DNA型検出の有無(検出あり1件)
 - ・ この1件についてはDNA型が検出されたが、当該DNA型を有する人物の特定に至らず、当該鑑定結果に基づく捜査は実施していないことが確認された。
- ▷ 検察庁への送致の有無(送致あり0件、送致なし1件)
 - ・ この1件は、検察庁に送致されていないことが確認された。

【捜査・公判への影響】

- ▷ 捜査への影響
 - ・ この1件については、対象職員によるDNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査は行われておらず、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。
- ▷ 公判への影響
 - ・ この1件については、検察庁に鑑定結果が送致されていないことから、公判への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定 【被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定】

II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定 10件

【確認結果】

被害者のDNA型を確認することを目的として被害者の口腔内細胞や血液を鑑定資料として行われたDNA型鑑定が8件、犯人でないことが明らかな参考人のDNA型を確認することを目的として参考人の口腔内細胞を鑑定資料として行われたDNA型鑑定が2件確認された。

▷ 検察庁への送致の有無(送致あり2件、送致なし8件)

- ・ 10件のうち2件については、検察庁に鑑定結果が送致されたが、公判には使用されていないことが確認された。
なお、2件はいずれも、被害者のDNA型を鑑定するためのものである。
- ・ 残りの8件は、検察庁に送致されていないことが確認された。

【捜査・公判への影響】

▷ 捜査への影響

- ・ 対象職員によるDNA型鑑定は、被害者又は参考人のDNA型を確認するために行われたものであり、犯人を特定するためのものではないことから、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

▷ 公判への影響

- ・ 検察庁に送致された2件はいずれも検察庁において公判に使用されておらず、検察庁に送致されていない8件を含め10件について、公判への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、事件性を判断するためのもの】

Ⅲ 変死体(犯罪による死亡の疑いのある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 32件

「事件性を判断するためのもの」が12件、「身元の確認を行うためのもの」が20件あり、それぞれの確認結果は次のとおりであった。

1 事件性を判断するためのもの 12件

【確認結果】

犯罪による死亡の疑いのある死体の近くにあった血痕や死体を拭ったガーゼ片、死体から採取した血液についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することにより、死体が犯罪により死亡した事件性のあるものであるかを確認するために行われたDNA型鑑定が12件確認された。

▷ 事件性の判断

- ・ 12件の鑑定に関連する死体については、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に事件性を判断しているものではなく、死体発見時の現場や死体の状況、解剖結果、遺族からの聞き取り等により総合的に事件性の判断がなされており、事件性のある死体はなかったことが確認された。

【捜査への影響】

- ▷ 12件の鑑定に関連する死体に事件性はなく、いずれも対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、身元の確認を行うためのもの】

2 身元の確認を行うためのもの 20件

【確認結果】

犯罪による死亡の疑いのある死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認するために行われたDNA型鑑定が20件確認された。

▷ 身元の確認

- ・ 20件の鑑定に関連する死体については、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。

▷ 事件性の判断

- ・ 対象職員によるDNA型鑑定結果以外に死体発見時の現場や死体の状況、解剖結果、遺族からの聞き取り等により総合的に事件性の判断もなされており、事件性のある死体はなかったことが確認された。

【捜査への影響】

- ▷ 20件の鑑定に関連する死体に事件性はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的以外のDNA型鑑定 【死体の身元を確認するための鑑定】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 13件

【確認結果】

発見状況等から犯罪による死亡の疑いのない死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認するために行われたDNA型鑑定が13件確認された。

▷ 身元の確認

- ・ 13件の鑑定に関連する死体については、全て身元が確認されているが、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。

【捜査への影響】

- ▷ 犯罪捜査を目的とするものではなく、捜査に影響しない。

【死体の身元確認業務への影響】

- ▷ 対象職員によるDNA型鑑定結果により「死体を別人と間違えた」といった取扱いは認められなかった。

犯罪捜査目的以外のDNA型鑑定 【行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定】

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 5件

【確認結果】

行方不明者を発見した際に速やかに身元の確認ができるようにするため、予め行方不明者の親族のDNA型を把握しておくことを目的に行われたDNA型鑑定が5件確認された。

▷ 行方不明者の発見状況

(身元の確認)

- ・ この5件のうち、2件の鑑定に関連する1名の行方不明者は発見されており、対象職員によるDNA型鑑定結果のほか所持品から身元を確認していた。

(届出の取下げ)

- ・ 残りの3件のうち、1件の鑑定に関連する1名の行方不明者の届出は取り下げられていた。

(未発見)

- ・ 残りの2件の鑑定に関連する1名の行方不明者については発見に至っていないことが確認された。
- ・ これら2件については、再鑑定を実施していない(※)が、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。

(※ 鑑定資料が口腔内細胞であり、全量消費されていたもの2件)

【捜査への影響】

▷ 犯罪捜査を目的とするものではなく、捜査に影響しない。

【行方不明者発見業務への影響】

▷ 身元が確認された1名の行方不明者については、対象職員によるDNA型鑑定結果により「行方不明者を別人と間違えた」といった取扱いは認められなかった。

▷ 対象職員によるDNA型鑑定結果により、行方不明者の身元の確認に支障が生じていないことが確認された。

※ 確認の内容
○ 再鑑定を実施したもの
・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、ＤＮＡ定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、ＤＮＡ型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
・ 再鑑定について、鑑定準備から、ＤＮＡ定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、ＤＮＡ型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
○ 再鑑定を実施していないもの
・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、ＤＮＡ定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、ＤＮＡ型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

補足資料 1 4 別紙 3

○ 捜査中の事件に関する鑑定 1 7 件

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況			確認（※）結果		捜査への影響	分類表番号
DNA型 検出あり 3 件	再鑑定を実施したもの 1 件	再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの （再鑑定で検出されたDNA型は、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致。）	1 件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1 件	○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることはあり得ることであるところ、再鑑定で検出されたDNA型については、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致しており、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> <u>○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	B【1－2】 2
	再鑑定を実施していないもの （鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの2件）			2 件	2 件	○ <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> <u>○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	B【1－2】 1，9
DNA型 検出なし 1 4 件	再鑑定を実施したもの 8 件	再鑑定で、DNA型を検出しなかったもの	8 件	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いを確認されなかった。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	8 件	○再鑑定でも対象職員による鑑定結果と同様にDNA型が検出されておらず、また、 <u>対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、 <u>対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	B【1－2】 3，4， 7，8， 1 1，1 2， 1 3，1 7
	再鑑定を実施していないもの （鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの6件）			6 件	6 件	○ <u>対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある（分類表番号A【1－2】3、9、1 3等）ことを踏まえると、再鑑定を行うことができていれば、DNA型が検出された可能性もあることから、 <u>対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	B【1－2】 5，6， 1 0，1 4， 1 5，1 6

※ 確認の内容

○ 再鑑定を実施したもの

・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

・ 再鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

○ 再鑑定を実施していないもの

・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

○時効が成立している事件に関する鑑定 1 0 件

対象職員による 鑑定結果	再鑑定の状況			確認（※）結果		捜査への影響	分類表番号
DNA型 検出あり 6 件	再鑑定を実施したもの 2 件	再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの （再鑑定で検出されたDNA型は、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致。）	1 件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1 件	○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることはあり得ることであるところ、再鑑定で検出されたDNA型については、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致しており、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> <u>○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	B【1－3②】 7
		再鑑定で、DNA型を検出しなかったもの	1 件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1 件	○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定でDNA型が検出されないことはあり得ることであるところ、確認結果からは、対象職員による鑑定と再鑑定で異なる資料を鑑定したと認められる点はなく、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> <u>○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	B【1－3②】 8
	再鑑定を実施していないもの （鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの 4 件）		4 件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。	4 件	<u>○対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> <u>○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	B【1－3①】 2 B【1－3②】 1，5， 6

対象職員による 鑑定結果	再鑑定の状況			確認（※）結果		捜査への影響	分類表番号
DNA型 検出なし 4件	再鑑定を実施したもの 1件	再鑑定で、DNA型を検出しなかったもの	1件	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いを確認されなかった。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1件	○再鑑定でも対象職員による鑑定結果と同様にDNA型が検出されておらず、また、 <u>対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、 <u>対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	B【1－3②】 2
	再鑑定を実施していないもの （鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの3件）		3件	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。	2件	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある（分類表番号A【1－2】3、9、13等）ことを踏まえると、再鑑定を行うことができていれば、DNA型が検出された可能性もあることから、 <u>対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	B【1－3②】 3、4
				○対象職員による鑑定において、ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行わずに、鑑定結果をDNA型不検出としていた。	1件	○ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行っておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○対象職員がDNA定量後の検査を行った場合にDNA型を検出できた可能性もあるが、再鑑定を実施してその点を確認することができなかったことから、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	B【1－3①】 1